

議案第 79 号  
議決第     号

始良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部  
を改正する条例の件

始良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正  
したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づ  
き、議会の議決を求める。

令和7年12月2日 提出  
始良市長     湯元 敏浩

始良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改  
正する条例

（始良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）  
第1条 始良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年  
始良市条例第21号）の一部を次のように改正する。  
第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。  
第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）  
の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健  
法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表におい  
て同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「健康診断が利用乳  
幼児に対する利用開始時の」を「健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「認  
められるときは、利用開始時の」を「認められるときは、同欄に掲げる」に、「児童相  
談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康  
診断等」に改め、同項に次の表を加える。

|                                                  |                                 |
|--------------------------------------------------|---------------------------------|
| 児童相談所等における乳児又は幼児<br>（以下「乳幼児」という。）の利用開<br>始前の健康診断 | 利用乳幼児に対する利用開始時の健康診<br>断         |
| 乳幼児に対する健康診査                                      | 利用開始時の健康診断、定期の健康診断<br>又は臨時の健康診断 |

第17条第3項中「（昭和40年法律第141号）」を削る。  
第23条第2項中「修了した保育士」の次に「（法第18条の27第1項に規定する認定  
地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内にある家庭的保育事業を

行う場所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））」を加える。

第29条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。））」を加える。

第31条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。））」を加える。

第44条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。））」を加える。

第47条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。））」を加える。

（始良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 始良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年始良市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士をいう。））」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

（始良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 始良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年始良市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。